

督する厳格な行政体制は確立していない。

表 4.4.15 合法性確認に関連する書類例

名称	備考
親会社・子会社間の協定書	商品・サービス内容と料金体系を定義したもの

#### ④税関規則

税関法によれば、輸入若しくは輸出に当たり、税関総局に登録した個人または法人の荷主や荷受人のみ、輸出入の税関申告を直接または委託業者による代理で提出することができる。

HS コードを付記するとともに、貨物を同定するための参考情報を提供することが求められるが、税関は内容に齟齬を発見した場合に記述を是正する<sup>56</sup>。

輸入、通過、または輸出する際には検疫が必須であり、合格した場合は検疫証明書が発行され、不合格の場合は受入拒否か廃棄が求められる<sup>57</sup>。輸出入用に検疫申請時には、検疫申請書、国内輸送用若しくは他国の植物検疫証明書、原産地証明書、送り状（インボイス）やその他の関連証明書類を提出する必要があるが、不備がある場合には貨物の返送または破棄が求められる。

ワシントン条約附属書 I<sup>58</sup>の記載種や未特定新種の輸出入を禁止しており、科学調査、繁殖や栽培、文化交流を目的とする場合や、その他附属書の記載種については、絶滅危惧野生動植物輸出入管理事務所の承諾を経て可能となる。

ワシントン条約の記載種を含む野生生物の輸出入に当たっては、野生生物輸出入許可制度が適用され、同管理事務所が全国統一様式で発行する輸出入許可証と種識別証の提出が求められる<sup>59</sup>。

なお、同一の事業者が素材を輸入して、そのまま加工輸出する場合は、輸入の際に免税措置がなされる。

表 4.4.16 合法性確認に関連する書類例

名称	備考
対外貿易経営者届出登記表	代理申告委託業者を含む
植物検疫証明証	
種識別証	

<sup>56</sup> 中华人民共和国海关进出口货物商品归类管理规定  
(<http://shijiazhuang.customs.gov.cn/publish/portal171/tab2315/module61454/info124780.htm>)

<sup>57</sup> 中华人民共和国进出境动植物检疫法 ([http://www.npc.gov.cn/wxzl/gongbao/2000-12/05/content\\_5004560.htm](http://www.npc.gov.cn/wxzl/gongbao/2000-12/05/content_5004560.htm))

<sup>58</sup> Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora  
(<https://www.fws.gov/le/pdf/CITESTreaty.pdf>)

<sup>59</sup> 中华人民共和国濒危野生动植物进出口管理条例  
(<http://en.pkulaw.cn/display.aspx?cgid=76514&lib=law&EncodingName=gb2312>) 及び野生动植物进出口证书管理办法 ([http://www.law-lib.com/law/law\\_view.asp?id=445636](http://www.law-lib.com/law/law_view.asp?id=445636))

**Customs Declaration Registration Approval Certificate**  
**对外贸易经营者备案登记表**

备案登记表编号: 00841088      进出口企业代码: 1100100009512

经营者中文名称	Company name		
经营者英文名称	S		
组织机构代码	100009512	经营者类型 (由备案登记机关填写)	国有企业
住所			
经营场所(中文)			
经营场所(英文)			
联系电话	59518667	联系传真	59518636
邮政编码	100861	电子邮箱	zhuli@cssemc.com
工商登记注册日期	1999-9-22	工商登记注册号	<b>Business registration code</b>

依法办理工商登记的企业还须填写以下内容

企业法定代表人姓名	周文明	有效证件号	450403194408280919
注册资金	贰仟零肆拾玖万元	(折美元)	

依法办理工商登记的外国(地区)企业或个体工商户(独资经营者)还须填写以下内容

企业法定代表人/ 个体工商户负责人姓名	有效证件号		
企业资产/个人财产	(折美元)		

备注  
英文名称变更, 旧证号: 00621165

填表前请认真阅读背面的条款, 并由企业法定代表人或个体工商户负责人签字, 盖章。



**Seal of issuing authority**

別枠により囲んだ箇所は、上から順に、題名、事業者の名称、社会信用番号、発行当局の印章  
主な確認点:

- ・事業者の名称は、営業許可証の記載のものと一致しているか
- ・社会信用番号は、営業許可証の記載のものと一致しているか
- ・その他の事業者情報は、営業許可証の記載のものと一致しているか

図 4.4.14 对外贸易经营者届出登记表のイメージ

### ⑤CITES (ワシントン条約)

森林法および野生植物保護条例により、希少または絶滅危惧種の野生生物の保護について定めており、ワシントン条約記載種についても適用している。

そのうち森林法は、県級以上の林業当局に、希少で保護価値の高い生物種を有する森林を含む様々な森林生態系において、自然保護区を設立するとともに、自然保護区外において発生する同様の生物種についても、保護対策を講じることを義務付けている。伐

採や採集には、県級林業当局の許可が必要である。

野生植物保護条例は、野生植物とその生息域の保護を定めており、いかなる個人や組織も、違法に採集や生息域の破壊をしてはならないとしている。

全国区の第一級指定種は取引を認めず、同第二級指定種は県級の野生生物保護当局による承認を経て、その監理の下で取引が認められる。

全国区の重要保護指定種やワシントン条約記載種の輸出については、県級野生生物保護当局による検査の後、国家当局に提出して承認を得て、その後にワシントン条約の管理当局である絶滅危惧野生動植物輸出入管理事務所への輸出許可証の取得申請が必要となる。申請情報は、環境保護部に共有される。

なお中国において、ワシントン条約附属書Ⅲの記載樹木種は生息しないが、特筆すべきものとして、付属書Ⅱの少なくとも以下の樹木種が自生している。

- ・ *Aquilaria: spp, grandiflora, sinensis, yunnanensis*
- ・ *Taxus: chinensis, cuspidate, fauna, sumatrana, wallichiana*

#### ⑥ デュー・ディリジェンス/デュー・ケア

中国においては、中国向けに木材の輸入等を実施する事業者を対象とした、デュー・ディリジェンスまたはデュー・ケアに係る法的要求は存在しない。

ただし、実際に、欧米豪の各種木材規制に対応する必要がある欧米系木材取扱事業者の多くは、上述の各種法令が必ずしも TLAS のように合法性を保証しているわけでないことから、国産材・輸入材共に、自主的にサプライチェーンを遡上調査してリスク評価及び低減を図っている。その基本的な手法として、取得申請に多数の提出書類を要する主要な書類を中心に、それらに記載された識別番号から紐付けされた事業者を特定して、サプライチェーンを辿りながら関連書類を要求していくことが一般的である。その上で、信憑性に何らかの不安がある場合に、それを補完するため、その他の関連書類を要求することがある。その過程で、事業者や場所・日付等に整合性のある連鎖が存在することを確認するとともに、一貫して同一の樹種であり、伐採許可量より少ないはずの伐採量が、産業工程の川下になるほど、立米数や個数において、目減りしていくことを確認する。その際に、省又は県別のリスク評価を実施しておいて、高リスク地域とされた箇所を重点的に調査することで、合法性確認の効率化を図っている。

また、森林認証材を利用することで、情報収集の一助としている。同時に、合法性を内包する持続可能性を担保する、包括的な森林管理または供給連鎖管理の基準として、第三者性を取り入れながら様々なリスクを低減することに、補完的に利用している。他にも、サプライヤーにもデュー・ディリジェンスを要求することで、合法性確認のための負担を分担することも一般的となっている。詳細については、本章冒頭に紹介した現地の木材取扱事業者によるサプライチェーン管理のケーススタディを参照されたい。

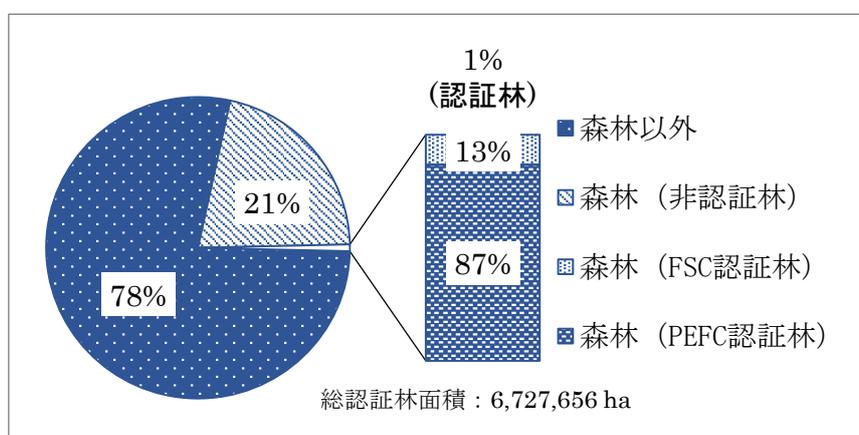
### 4.4.3 森林認証制度

#### 1) FM 認証及び国産認証材の普及概況

FM 認証については、取得面積が拡がりつつあるものの限定的で、認証材の所有形態としては、主に国有林が大多数を占める。

地域分布として、特に東北森林区の国有林経営部門の天然林や人工林、東南沿海地方の国有林場や企業所有のプランテーションなどを主体に、中国全土の主な森林地帯に分布する。

しかし、これらの天然林における伐採を原則的に禁止しているため、認証材の国内生産量は非常に限定的である。そのほとんどは、CoC 認証を取得した欧米系の家具メーカーや外資系製紙会社が、輸出向けに購入している。結果として、利用可能な国産認証材の量は極めて少ない。



※国土面積及び森林面積は2014年推定値、FSCは2017年2月時点、PEFCは2016年12月時点。  
※FSC及びPEFCの認証面積は重複する場合がある。CFCSの認証面積は公表されていない。  
※香港、マカオ、台湾は除外する。

図 4.4.15 中国の国土に占める森林と認証林の割合

各種森林認証制度の歴史的経緯としては、FSC および PEFC が、最初に国有林を中心として普及していた。

一方で、2001年より国家認証監督委員会の指導の下、国家林業局は独自の森林認証制度である Chinese Forest Certification Scheme (CFCS) の設立を推進した。

2003年に、認証機関の活動を許可制とする認証許可条例を制定したことで、事実上はCFCSを中国国内における認証活動を法的に保障した唯一の認証制度とした。

これを受けて、しばらくの間は、FSC および PEFC の認証活動を事実上黙認していたものの、2010年になり活動停止を命令した。

しかし、2014年にPEFCと相互承認をしたことで、間接的に認証活動を保障されたPEFCの認証面積が、企業植林を中心に急激に増加した一方で、それまで多数派であったFSCの認証面積が急速に減少した。

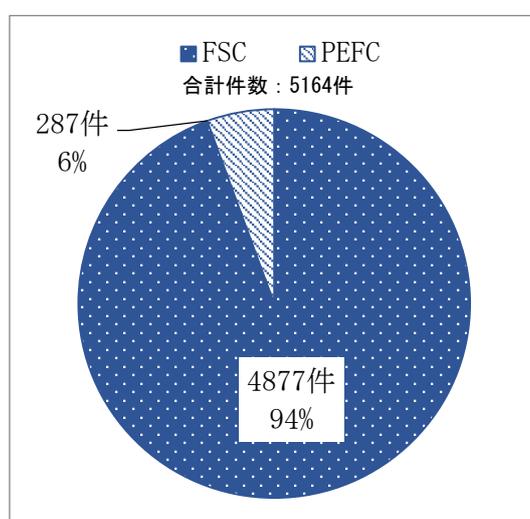
なお、2017年末現在では、FSCも認証活動が法的に保障されている。

## 2) CoC 認証の普及概況

欧米豪の違法伐採材の輸入規制を契機に、それら各国の輸入事業者を中心として、情報の収集やリスク評価の補助ツール、またはリスク低減を効率的に実施するための外部委託や第三者性確保のツールとして、CoC 認証を利用するケースが爆発的に増加している。

各種森林認証制度の普及概況としては、FM 認証とは対照をなして、FSC の取得件数が圧倒的に大多数を占めており、PEFC および CFCS は未だ限定的である。

下表に含まれていないが、中国本土以外に、特に香港を拠点とする歴史ある英国系の大財閥や、その他の外資系企業、紙印刷需要のある金融セクター等により、CoC 認証が取得されている。



※FSC は 2017 年 2 月時点、PEFC は 2016 年 12 月時点  
※CFCS の認証件数は公表されていない  
※香港、マカオ、台湾は除外する

図 4.4.16 中国における CoC 認証の取得状況

### 4.4.4 その他の関連情報

#### 1) 中国木材合法性確認システム (CTLVS)

中国政府は林業・木材業界と共同で、自主的な参加を前提とした CTLVS を開発中であり、政策、ガイドライン等のツールや基準の開発、推進グループの設立が進行している<sup>60</sup>。

主に国家林業局が、CTLVS により、事業者のガバナンスを段階的に強化すると同時に、将来的に施行予定の輸入材の取扱を中心とした法的要求事項を、結果として事業者が遵守し易くなるための予備体制作りを目指している。

中国国内のみならず、他国の合法性や透明性の要求を満たすことで、国際的な市場地

<sup>60</sup> EU FLEGT Facility. 2017. Briefing: Introduction to China's Timber Legality Verification System. (<http://www.euflegt.efi.int/es/publications/introduction-to-china-s-timber-legality-verification-system>)

位を確立することを目的の一つとしている。

日英国際森林投資・貿易連携（InFIT）と中国林科院による支援により、中国林産工業協会（CNFPIA）が2017年9月に、CTLVSの基本指針となる「中国木材合法性認定基準」を策定・公表した。これは森林管理と流通連鎖管理における要求事項を定義したものであり、国産材だけでなく輸入材も対象としている。基準を満たした認定事業者に、その取扱商品に認定ラベルを添付することを許可するものである。

自主参加を原則とした制度ではあるが、国家林業局はその取得を主要業界団体に奨励する政策を将来的に展開する予定である。中国の木材および木材製品の輸出入事業者のうち8割程度が、奨励対象予定のCNFPIAと中国木材・木材製品流通協会（CTWPDA）の両組織に属することから、基準が適切に運用され普及した場合は、世界の木材市場に多大な影響を及ぼし得る。

また同時に、InFITの支援の下、国家林業局は木材取扱事業者の合法性確認に係るツールキットを開発して能力開発に取り組んでいる。具体的には、デュー・ディリジェンス・システムや調達基準の構築、サプライチェーンマップの作成、リスク評価や管理といった各種方策のための手引き、テンプレート、ツールである。

このツールを普及するため、中国林科院は、国家林業局林産品国際貿易研究センター（CINFT）の管理下に、中国責任林産品貿易投資連盟（RFA）を設立した。

RFAは会員企業に、他国の木材規制への対応支援や、会員が独自設定した合法性基準やデュー・ディリジェンス・システムの試行テスト、そしてその運用訓練等を提供している。

また、中国から木材を輸入している諸外国の主要な事業者に、会員の能力開発のための支援を要請することで、売り手と買い手としての関係を構築しながら、合法性を担保したサプライチェーンを実践的に共同構築することを促進している。

これらの会員各自のデュー・ディリジェンス・システムを評価して等級付け、その会員情報をデータベース化して公開している。これにより、模範的な優良事例を広く紹介しながら、会員間の情報交換や交流を促進するなど、合法的な事業に取り組む企業間のネットワーキングを図っている。

現在、他国において林業・木材産業を展開して中国に輸出する中国系企業が急激に増加しているため、RFAは、これらの事業者も対象として、同様の取組を実施している。具体的には、他国における持続可能な育林、森林管理・利用、貿易・投資等についての各種ガイドラインを作成して提供している。活動する対象国ごとの関連法令や環境・社会配慮事項等を整理した国別手引書も発行しており、モザンビーク版が既に完成した。現在、ガボン、ガイアナ、ミャンマー版が開発中である。

## 2) 生産国・加工貿易国・消費国による合法性確認のための国際連携

2009年にEUと中国は、二国間調整メカニズム（Bilateral Coordination Mechanism）を開始した。

FLEGT-VPAに参加する東南アジアおよびアフリカ諸国等の生産国から中国

に輸入される木材や、更に加工されて EU 域内に輸出される木材の合法性証明の制度確立を目指して、EU と中国の主導の下に、生産国を含む 3 者間の情報交換や人材育成などを実施している。

表 4.4.17 二国間調整メカニズムの関連機関と主な活動

二国間調整メカニズム (Bilateral Coordination Mechanism)		
広域行政・国家	欧州連合	⇔ 中国
担当局	欧州委員会環境総局	⇔ 中国国家林業局
研究機関	欧州森林研究所 FLEGT 基金中国事務所	⇔ 中国林業科学院
主な活動： <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学・研究機関間の連携による東南アジア・アフリカの生産輸出国の情報収集</li> <li>・研究機関の協働で関連情報発信サイト Common Information Window を公開</li> <li>・インドネシア・中国・欧州の三者間の情報交換・調査団派遣</li> <li>→FLEGT ライセンス材の中国木材合法性確認制度 (CTLVS) における利用検討</li> <li>・国際 NGO との連携でアフリカの VPA 参加国の各種利害関係者を中国に招聘</li> <li>・中国の対外投資家のために、合法性の責任ある投資活動のガイドライン作成</li> <li>・中国の政府役人を含む各種利害関係者の能力開発など</li> </ul>		

## 4.5 ペルー

### 4.5.1 木材等の生産及び流通の状況

#### 1) 森林管理及び木材生産・消費の現況

FAO (2015) によると、ペルーの森林面積は 7.4 千万 ha に及び、陸地面積の 57.8% を占める。その内、天然林、または天然更新により成立した森林が約 7.28 千万 ha を占め、中南米ではブラジルに次ぐ森林面積を有する。主要な森林タイプはアマゾン地域の湿潤熱帯林であるが、沿岸部、山間部及び内陸部には乾燥・半乾燥林も分布する (ITTO, 2011)。残りの 120 万 ha は、植林地であり、そのほとんどが、アマゾン地域の外側のアンデス地域に分布する。またペルー経済を支える鉱山はアンデス山脈の 2,000m~4,000m の地帯に分布しており、国土の南半分で特に鉱業が盛んである。

森林面積の約 82.5% が公有地であり、政府機関が永続的生産林 (Bosques de producción permanente: BPP スペイン語略称) や自然保護地域 (Áreas Naturales Protegidas: ANPs スペイン語略称) として管轄する。永続的生産林は森林面積の約 12%、自然保護地域やその他の保全地域内に分布する森林は 22% を占め (FSC Peru, 2017a)、先住民族や地域コミュニティが集团的に所有する森林は約 21% だと推定される (FAO, 2015)。一方で、陸地面積の約 27% が未区分であり (Comisión Multisectorial, 2015)、森林資源の持続的利用を妨げている。

Traffic (2014) の報告によると、ペルーには約 250 の製材所、14 の合板工場、6 のベニヤ工場、50 の梱包資材製造工場、600 以上の家具・ドア・窓枠製造工場、10,000 以上の木材加工小規模企業が存在する。木材製品の拠点として、プカルパ (ウカヤリ州)、イキトス (ロレート州)、プエルト・マルドナード (マドレ・デ・ディオス州) が挙げられる。

木炭・薪を除いた主要木材製品の生産量は丸太がもっとも多いが、その 99% 以上が国内で消費される (表 4.5.1)。輸出される木材製品で最も多いのが製材である。2014 年の製材の生産量は 69 万 m<sup>3</sup> であり、54% が海外に輸出された。

表 4.5.1 ペルーの木材製品別の生産・輸入・国内消費・輸出量 (2014 年)

木材製品	生産量 (1000m <sup>3</sup> )	輸入量 (1000m <sup>3</sup> )	国内消費量 (1000m <sup>3</sup> )	輸出量 (1000m <sup>3</sup> )
丸太	1,564	1	1,562	3
製材	690	122	437	374
ベニヤ	8	0	6	3
合板	88	49	116	20

出典: European Timber Trade Federation (2017)

天然林由来の木材はそのほとんどが海外への輸出用である。天然林由来の輸出用樹種として、Cumula (*Virola spp.*)、Tornillo (*Cederlinga catenaeformis*)、Lupuna (*Chorisia integrifolia*)、Cedro (*Cedrela odorata*)、Big-leaf Mahogany (*Swietenia macrophylla*)、Bolaina

(*Guazuma spp.*)、Capirona (*Calycophyllum spruceanum*) が挙げられる。OSINFOR (2016) の報告によると、2015年に調査した輸出木材の71%が Cumula (*Virola spp.*) であった。また主要な木材プランテーション用樹種として Queuña (*Polyepis spp.*)、Alder (*Alnus acuminata*)、Marupa (*Simarouba amara*)、Pashaco (*Parkia velutina*)、Southern Blue Gum (*Eucalyptus globulus*)、Pino (*Pine spp.*)、Bolaina (*Guazuma spp.*) が挙げられる。

## 2) 木材貿易の現況

ペルーは輸出促進のため米国や中国等、様々な国と自由貿易協定 (FTA) / 経済連携協定 (EPA) を締結した<sup>1</sup>。2011年～2015年間の木材製品輸出は、年間平均で総輸出総額の0.7%であり、その割合は大きくない。ペルーの木材輸出は2008年にピーク (219百万米ドル) を示した。2015年にアメリカ向けの輸出木材の違法材が問題となり、輸出量は大きく減少し、2016年は129百万米ドルであった<sup>2</sup>。

米国への輸出が減少する一方で、中国への輸出は増加傾向にある。FSC (2017a) によると、木材輸出先は、中国 (37%)、メキシコ (20%)、米国 (17%)、ドミニカ共和国 (6%) の順である。米国へは高級製材、中国へは床材が主に輸出され、メキシコへはベニヤが輸出される (EIA, 2012)。

ペルーでは、1972年から天然林由来の丸太の輸出は禁止されており、輸出木材製品で最も重要なのが熱帯林から生産される製材である。一方で、木材を家具等に加工して付加価値をつけ輸出する能力は非常に限られる (Oliver, 2013)。

表 4.5.2 木材製品ごと輸出額・量 (2015年)

木材製品	輸出額 (米ドル)	輸出量 (kg)	輸出量 (m <sup>3</sup> )
製材	48,447,631,96	55,082,630,39	78,712,63
針葉樹	40,802,00	59,430,00	108,05
その他樹種	48,406,829,96	55,023,200,39	78,604,57
パーティクル・ボード、配向性 ストランドボード	1,241,552,18	1,514,784,26	2,285,86
パーケット、モールディング用 木材	70,837,768,70	65,328,781,18	87,105,84
針葉樹	1,044,86	1,652,64	3
その他樹種	70,836,723,84	65,327,128,54	87,102,84
ベニヤ材	10,753,335,18	8,129,781,70	12,507,36
木材家具	6,042,369,04	832,719,24	1,189,60
加工木材	6,568,280,38	2,944,550,88	4,206,50
木材シート	2,150,025,12	1,178,307,62	1,571,08
圧縮材	4,591,824,41	2,656,789,98	3,795,41
木炭	47,607,06	55,227,89	110,46
薪等	3,395,70	497,37	0,99

<sup>1</sup> 2017年11月時点において、ペルーは米国、カナダ、チリ、欧州連合 (EU)、中国、ホンジュラス、日本、メキシコ、パナマ、シンガポール、大韓民国、タイと自由貿易協定を提携している。

<sup>2</sup> 聞き取り調査：ADEX (2017年8月18日)

木材製品	輸出額（米ドル）	輸出量（kg）	輸出量（m <sup>3</sup> ）
丸太	13.310,30	12.711,00	17,41
紙・カートンの廃棄物	393.060,83	2.056.520,63	-, -
紙・カートン	63.757.561,66	58.552.838,32	-, -

出典：SERFOR（2016）

## 4.5.2 森林管理及び合法木材に関連する法令及びその運用

### 1) 森林管理及び合法木材に関連する行政の体制

ペルーでは、州政府を含む複数の行政機関が森林管理と貿易に関連する（表 4.5.3）。

表 4.5.3 森林管理及び貿易に関連する行政機関と役割

組織名	スペイン語略称	役割
農業・灌漑省 (Ministerio de Agricultura y Riego)	MINAGRI	農業や森林、野生動物の管理と利用に関する行政を担当する省庁。
国家森林・野生動物局 (Servicio Nacional Forestal y de Fauna Silvestre)	SERFOR	森林と野生動物管理行政を担当する農業・灌漑省の機関。2014年に設立され、木材輸送に関する文書管理を含むサプライ・チェーンの監督を行う。ワシントン条約の管理当局
国立自然保護地域管理局 (Servicio Nacional de Áreas Naturales Protegidas por el Estado)	SERNANP	自然保護地域 (Áreas Naturales Protegidas: ANPs) を管轄する。環境省の外局
環境省 (Ministerio del Ambiente)		天然林の管理と保全行政を管轄し、気候変動政策や REDD+ を担当する。ワシントン条約の科学当局
貿易・観光省 (Ministerio de Comercio Exterior y Turismo)	MINCETUR	自由貿易協定 (FTA) ・経済連携協定 (EPA) の責任省庁。
森林・野生動物資源監査局 (Organismo de Supervisión de los Recursos Forestales)	OSINFOR	森林資源、野生動物、生態系サービスの持続的利用と保全について監査を行う独立機関。おもに現場(伐採地)での監督を行う。米国との貿易に関する2国間合意に基づき、2008年に閣僚評議会の機関として設立された。
環境検察局 (Fiscalía Especializada en materia ambiental) / 公共省 (Ministerio Público)		違法伐採問題を含む環境問題を専門に取り扱う検事局。2015年～2016年の間に、ウカヤリ州、ロレート州及びマドレ・デ・ディオス州の3州に地方事務所が設立された（今後、全国に展開される予定）。
税務局 (Superintendencia Nacional de Aduanas y de Administración Tributaria)	SUNAT	税関を管轄。木材・野生動物産物の輸出に関する監督・責任機関。
州政府 森林・野生動物局 (Autoridad Regional Forestal y de Fauna Silvestre) / 環境局 (Autoridad Regional Ambiental)	ARFFS/ ARAS	地方分権プロセスの一環として、農務省の機能の一部が州政府に移転され、州政府は、森林年間伐採に関する許可を発行する。

森林管理と合法木材に関連する行政機関として、政策を担当する SERFOR、定められた規則に基づきコンセッションや森林利用許可等の伐採許可を発行し、丸太や製材